

第33回原子力災害対策本部会議

第3回原子力防災会議

合同会議 議事録

原子力災害対策本部事務局

原子力防災会議事務局

平成25年度（第33回）原子力災害対策本部会議・  
(第3回) 原子力防災会議 合同会議

平成25年12月20日  
10：05～10：30  
官邸4階大会議室

議事次第

議題1. 東京電力（株）福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策について（案）

議題2. 原子力災害からの福島復興の加速に向けて（案）

議題3. 原子力防災対応の充実について

## 出席者一覧

安倍 晋三	内閣総理大臣
麻生 太郎	内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理） 財務大臣 内閣府特命担当大臣（金融） デフレ脱却・円高対策担当
新藤 義孝	総務大臣 内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域 地方分権改革） 地域活性化担当 道州制担当
谷垣 複一	法務大臣
岸田 文雄	外務大臣
下村 博文	文部科学大臣 教育再生担当 東京オリンピック・パラリンピック担当
田村 憲久	厚生労働大臣
林 芳正	農林水産大臣
茂木 敏充	経済産業大臣 内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構） 原子力経済被害担当 産業競争力担当
太田 昭宏	国土交通大臣
石原 伸晃	環境大臣 内閣府特命担当大臣（原子力防災）
小野寺 五典	防衛大臣
菅 義偉	内閣官房長官 国家安全保障強化担当
根本 匠	復興大臣 福島原発事故再生総括担当
古屋 圭司	国家公安委員会委員長 拉致問題担当 国土強靭化担当
山本 一太	内閣府特命担当大臣（防災） 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策 科学技術政策 宇宙政策） 情報通信技術（IT）政策担当 海洋政策・領土問題担当

森 まさこ	女性活力・子育て支援担当 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全 少子化対策 男女共同参画）
西村 康稔	経済再生担当 社会保障・税一体改革担当 内閣府特命担当大臣（経済財政政策） (代理) 内閣府副大臣
稻田 朋美	行政改革担当 公務員制度改革担当 クールジャパン戦略担当 再チャレンジ担当 内閣府特命担当大臣（規制改革）
赤羽 一嘉	経済産業副大臣 兼内閣府副大臣
井上 信治	環境副大臣 兼内閣府副大臣
浮島 智子	環境大臣政務官 兼内閣府大臣政務官
加藤 勝信	内閣官房副長官
世耕 弘成	内閣官房副長官
杉田 和博	内閣官房副長官
小松 一郎	内閣法制局長官
米村 敏朗	内閣危機管理監
田中 俊一	原子力規制委員会委員長
黒木 慶英	内閣府大臣官房原子力災害対策担当室長

## 配付資料一覧

### 議事次第

- 資料 1－1 廃炉・汚染水問題に関する追加対策の概要（案）
- 資料 1－2 東京電力（株）福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策（案）
- 資料 2－1 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」ポイント
- 資料 2－2 原子力災害からの福島復興の加速に向けて（案）
- 資料 3－1 地域防災計画・避難計画等の充実に向けた取組状況について
- 資料 3－2 原子力総合防災訓練の実施について
- 参考（原防） 地域防災計画の充実に向けた今後の対応（平成25年9月3日原子力防災会議決定）

(内閣総理大臣入室)

- 菅内閣官房長官 ただ今から、第33回原子力災害対策本部会議及び第3回原子力防災会議の合同会議を開催いたします。  
本日の議題は、議事次第にある3つでございます。

(議題1)

- 菅内閣官房長官 初めに、議題1 「東京電力（株）福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策について（案）」について、茂木大臣から説明をお願いします。
- 茂木経済産業大臣 私から「福島第一原発における廃炉・汚染水問題に関する追加対策」について御説明させていただきます。資料1-1を御覧ください。

福島第一原発の汚染水問題については、本年9月に「原子力災害対策本部」で「基本方針」を決定し、①汚染源を「取り除く」、②汚染源に水を「近づけない」、③汚染水を「漏らさない」という3つの方針の下、東電任せにするのではなく、国が前面に立って必要な対策を実行してまいりました。さらに、年内に予防的・重層的な追加対策をとりまとめることとしておりました。

今回とりまとめた追加対策は、国内外からの780件にのぼる技術提案を踏まえ、「汚染水処理対策委員会」の専門的検討を受けて、資料のカラ一部分に示した「主な追加対策」、これらは①既に決定した対策が万一十分な効果を発揮しない場合に備えた重層的な対策、②想定されるリスクに備えた予防的な対策をまとめたものです。

特に資料の下半分に赤字で示した、汚染水貯水タンクの増設については、溶接型タンクの設置加速を進め、地震等に備えて各タンクを満タンにしなくとも汚染水を貯水できるのに十分なタンク容量を確保するため、官民を挙げて可能な限り加速化する必要があります。

追加対策についても、港湾内の海水の浄化技術など技術的難易度が高く、国が前面に立つ必要があるものについては、平成25年度補正予算を活用し、技術開発を進めていきたいと考えています。

また、最後に残るトリチウム水の保管、処理について、あらゆる選択肢について、総合的な評価を早急に実施し、対策を検討します。

さらに、もう一つの課題である廃炉・汚染水問題に対する体制強化については、後程議題2の「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」で改めて議論させていただきます。

また、一番下段に記した風評被害対策として、対外的な情報発信も一層強化します。

以上の追加対策を、原子力災害対策本部の本部決定とし、引き続き政府一丸となって廃炉・汚染水問題へ取り組んでいきたいと考えています。引き続き御支援・御協力をお願いいたします。

- 菅内閣官房長官　ただいまの説明について、御意見・御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。
- 岸田外務大臣　廃炉・汚染水問題を含む福島第一原発の状況については、IAEAを通じた発信を含め主体的かつ積極的に国際社会へ情報発信を行ってまいります。

また、福島第一原発における廃炉・汚染水への対応は、国内外の叡智を結集して取り組む必要があり、IAEAとの協力も重要です。外務省としては、汚染水問題等に関するIAEAとの協力強化のため、補正予算を計上しており、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

- 田村厚生労働大臣　予防的・重層的な汚染水対策の実施は極めて重要ですが、同時に作業者の放射線障害防止対策も適切に実施していくことが、極めて重要です。

厚生労働省としては、作業の実施に当たり、法令に基づく措置はもとより、可能な限り被ばくを低減するための措置を実施するよう、継続して、東京電力及び元請事業者に求めているところです。

関係各省には、汚染水対策の実施にあたり、作業者の被ばく低減や適切な労働時間管理に引き続き御配慮願います。

- 太田国土交通大臣 汚染水対策については、汚染水処理対策委員会の大西委員長を始めとする委員各位の御努力により大いに前進したと認識しています。

国土交通省としては、関係各方面からの要請も踏まえて、政府一丸となり取組みを進めることが重要と考えており、これまでも委員会に土木技術の専門家を参加させるなど、技術的な協力をやってまいりました。

今後も国土交通省が有する技術力を活かして、必要な協力をやって参りたいと考えております。

- 林農林水産大臣 今回、経済産業大臣をはじめとする関係各位の御努力により、水産物の汚染低減に繋がる項目を含んだ多岐にわたる対策を策定して頂き感謝しております。これらの項目が確実かつ迅速に実行されるよう期待しています。

海産物の放射性物質濃度は、震災以降一貫して低下しており、福島県では試験操業の拡大に伴って本格操業への希望が広がっています。多核種除去設備（ALPS）で処理した水の取扱いについての考え方を以前から申し上げているとおりですが、まずは、今回策定された対策で、汚染物質の漏洩量が低減され、漁業者を含む地元関係者がそれを納得できるようにして頂きたいと考えております。

- 田中原子力規制委員会委員長 廃炉・汚染水対策については、政府を挙げて取り組むべき重要な課題と認識しております。

福島第一原発は、汚染水以外にも様々なリスクが存在します。このため、サイト全体としてリスクが低減されるようバランスよく対策を行っていくことが必要です。

海洋モニタリングについては、IAEAの専門家による現地視察も踏まえ、結果の透明性、客観性の確保に取り組んでいます。

原子力規制委員会としても、安全性の向上に向け、具体的にどのようなことが必要か、引き続き検討し、技術的に貢献していきたいと考えております。

- 菅内閣官房長官 それでは、「東京電力（株）福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策について（案）」について、案

のとおり決定することについて、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

- 菅内閣官房長官 ありがとうございました。

(議題2)

- 菅内閣官房長官 次に、議題2「原子力災害からの福島復興の加速に向けて（案）」について、茂木大臣から説明をお願いいたします。
- 茂木経済産業大臣 「原子力災害からの復興加速」について、資料2－1を御覧ください。

まず、1ページ目です。政権交代以降、震災からの一日も早い復興、とりわけ福島の再生に向け政権として全力を挙げて取り組んでまいりました。まず、避難指示区域の見直しについてですが、本年8月には、12市町村全ての避難指示区域の見直しを完了し、福島再生は、新たなステージに入ったところです。

その中で、図の左側にある線量水準の問題は、原子力規制委員会が、個人線量を重視し、健康不安対策を充実させ、生活する中で長期的に年間1ミリを目指すという方向性を打ち出しました。

図の真ん中、賠償については、賠償審査会において、帰還、移住、双方の賠償を追加することで検討が進んでいます。年内にはまとまる予定です。

また、図の左側の汚染水問題については、9月に基本方針を決定し、先ほど、直前の議題の中で予防的・重層的な追加対策を取りまとめました。

本日は、こうした成果を踏まえた上で、福島復興の加速に向けた政府の基本方針をとりまとめものであります。一番下のボックスにあるように、この指針は、（1）「早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支える」、（2）「福島第一原子力発電所の事故収束に向けた取組を強化する」、（3）「国が前面に立って原子力災害からの福島の再生を加速する」、の3つの柱で構成されています。

2ページ目を御覧ください。右の図にあるように、来春以降の避難指示解除が見込まれる緑色の避難指示解除準備区域がある一方、放射線量の低下に相当な時間を要する赤色の帰還困難区域があります。

このうち、左上にあるように、避難指示解除準備区域などについては、安全・安心対策を具体化し放射線の健康不安に応え、帰還のための賠償も充実させます。また、新たな交付金制度により、地元自治体の帰還支援の取組みを支援します。除染もスピードアップし、避難指示の解除と帰還を具体化していきたいと考えております。

一方、左下にあるように、帰還困難区域などについては、移住先での新しい生活の選択も可能となるよう賠償を追加し、今後の生活設計ができる環境を整えます。町内外の復興拠点を整備し、今後の地域づくりや除染の取扱いなども検討してまいります。

同時に、これらの地域に関しては、中長期、広域の視点で、地元とともに地域の将来像の検討を深めていきたいと考えております。

3ページ目は、廃炉・汚染水対策ですが、議題1で説明した汚染水の追加対策に加えて、廃炉・汚染水問題に取り組む体制を強化します。

具体的には、国の司令塔機能を「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」に統合・一本化します。また、廃炉推進に向け、内外の専門人材を結集した新たな支援体制を構築することとし、廃炉支援業務と賠償支援業務の連携の強化に向け、原賠機構の活用も含めて検討することとしたいと考えております。

東京電力についても、廃炉・汚染水対策に集中して取り組めるよう、速やかに社内分社化を行い、電力システム改革を踏まえ、発電・送配電・小売事業の子会社化を行うことが必要である旨、明記したいと考えています。

4ページ目を御覧ください。福島の再生には、賠償や除染・中間貯蔵など、十分な資金的手段なくしては進まない事業が数多く存在いたします。福島の復興を滞りなく進めるために、国と東電の役割分担を事業及び資金負担両面で明らかにしたいと考えております。この役割分担は、国民負担を最大限抑制しつつ、電力の安定供給と福島の再生を両立するものでなければなりません。

まず、賠償については、引き続き、東電の責任において適切に行います。放射性物質汚染対処特措法に基づき現在計画されている除染については、原賠機構が保有する東電株式の売却益により回収を図ります。中間貯蔵施設については、エネルギー特会から原賠機構に対し資金交付を行いたいと考えております。

これらの措置を講ずる上で、もちろん東電の改革は大前提となります。東電には、分社化など電力システム改革を先取りして企業価値を高め、除染などの費用相当分の早期回収と、国民負担の抑制を実現してもらいます。

一方、東電による前例のない取組には、金融機関の一段の関与と協力も不可欠です。この点も明記した上で、東電改革が政府による取組とあいまって福島の再生を加速化することとしたいと考えております。

最後に5ページ目を御覧ください。今後は、この方針に基づき、地元と十分協議しながら、福島復興の道筋を具体化してまいります。まず、避難指示の解除と早期帰還を実現し、あわせて、帰還困難区域を始めとした地域については、中長期・広域の将来像の検討を進めてまいります。

時間の都合もあり、関係各省の施策もまとめて御説明させていただきました。必要な補足があれば、お願ひいたします。

- 下村文部科学大臣 文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会では、地元自治体より頂いた御意見・御要望も踏まえ、住宅の賠償や、避難指示が長期化した場合の賠償、避難指示解除後の賠償について議論を行っています。具体的には、

- 住民の方が帰還するために、住宅の修繕や建替えに必要な費用の賠償や、避難指示の解除後1年間は精神的損害や避難費用の賠償を継続することや、
- 移転先で新たな生活を開始する方々のために、住居の取得に必要な費用の追加的な賠償や、見通しのつかない長期間にわたり帰還できないことに対する精神的損害を一括で賠償することなどを検討しています。

12月26日の次回審査会において、これらの内容を指針としてとりまとめる予定です。本指針が、福島の原子力災害からの復興に資することを

期待するとともに、私としても、被災者の方々の心に寄り添い、原子力災害からの復興に全力を尽くしてまいる所存です。

- 根本復興大臣 廃炉・汚染水対策、除染、賠償といった原子力災害対策は、福島復興の大前提。今般の原子力災害対策本部の決定により、国と事業者の役割分担が明確化され、各対策が一層強化・加速していくことを、強く期待します。

復興庁としては、来春以降の避難指示解除という新たな段階を見据え、関係省庁と共に、福島再生の加速化に全力を尽くす所存です。その際、福島では、被災自治体によって直面する課題や実情が異なっていることから、きめ細かく対応していく必要があります。

このため、現在個別に実施している長期避難者支援から早期帰還までの既存施策に、新たな施策を加えて一括し、より使い勝手のよい新たな交付金として、今般、「福島再生加速化交付金」を創設することとしたところです。

本交付金を、他の事業とも連携させつつ、福島再生を加速する原動力として位置付け、関係省庁と共に1日も早い福島再生を実現させてまいりたいと考えております。

- 石原環境大臣 除染については、国直轄の計画を年内に見直しすべく、調整を進めているところです。

中間貯蔵施設については、去る12月14日に、地元に案を提示し、復興大臣とともに受け入れの要請を行いました。引き続き、地元に対し丁寧な説明を行い、御理解を得られるよう尽力してまいります。

関係各省におかれましては、中間貯蔵施設等が立地する地域の生活支援策や振興について御協力をよろしくお願ひいたします。

- 田中原子力規制委員会委員長 本年3月の原災本部で、線量水準に応じて講じるべき細かな防護措置の具体化を年内に行う方針が決定され、原子力規制委員会は、科学的・技術的見地からの役割を十分に果たして欲しいとの要請を受けました。

このため、原子力規制委員会で検討を進め、国が帰還の選択をする住民の放射線に対する不安と向き合っていくに当たり、個人線量を重視した上

で、住民を身近で支える相談員の配置や、相談員を支える拠点の設置などを提案させて頂きました。

また、帰還の選択をしない住民の放射線に対する不安等にも応えていくことが必要であることを提起させて頂きました。

先ほどの茂木大臣からの御説明は、こうした内容を取り入れて頂いており、感謝いたします。

福島の一日も早い復興に向け、引き続き関係省庁と連携させて頂ければと考えております。

- 菅内閣官房長官 それでは、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて（案）」について、案のとおり決定することについて、御異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

- 菅内閣官房長官 ありがとうございました。

（議題3）

- 菅内閣官房長官 次に、議題3「原子力防災対応の充実」について、順次、説明をお願いいたします。
- 石原環境大臣 資料3－1に基づき、地域防災計画・避難計画等の充実に向けた、これまでの取組と進捗について説明いたします。

1項目を御覧ください。9月3日の第2回原子力防災会議において、「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」を決定しました。その後、立地地域ごとに関係機関が参加するワーキングチームを設置し、政府を挙げて避難計画等の支援を進めております。

この間、避難計画の基本的項目や、避難手段確保のための取組手順など、各地域の共通的な課題への対応方針を、関係省庁で取りまとめました。

地域ごとのワーキングチームでは、各地域の実情を踏まえた対応ができるよう、避難実施時の具体的な段取りなどを確認・設定する取組を進めて

います。

2 頁目を御覧ください。現時点で、泊、福井、島根、伊方、玄海、川内の 6 地域については、地域全体として避難計画が概ね具体化できました。

今後も、避難計画が更に充実するよう、支援を継続してまいります。

私からの説明は以上です。

- 黒木内閣府大臣官房原子力災害対策担当室長 それでは、内閣府原子力災害対策担当室より、去る 10 月の原子力総合防災訓練の実施結果について、資料 3-2 に基づき説明させていただきます。

別紙の写真にもありますように、今回の訓練では、多くの関係機関の御協力の下、新たな原子力防災の枠組みの実効性を確認いたしました。

訓練の実施過程では、新たな住民防護措置の枠組みに関し、関係者間での更なる理解の浸透が必要であることなど、数多くの課題・教訓を得ました。

こうした課題・教訓を今後の取組に反映させるとともに、訓練等を通じて継続的に検証してまいります。

私からの説明は以上です。

- 菅内閣官房長官 ただいまの説明について、御意見・御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

(なし)

- 菅内閣官房長官 ありがとうございます。最後に、安倍総理から御発言をお願いします。ここで報道関係者が入りますので、少々お待ちください。

(報道関係者入室)

(締めくくり挨拶)

- 安倍内閣総理大臣 福島の復興なくして日本の再生はありません。いまだに避難生活を余儀なくされている 14 万人を超える原子力被災者の方々に一日でも早く、生活再建を果たしていただくことが、我々の使命であり

ます。このため、私自身、政権発足後、5度にわたり福島を訪問いたしました。

福島再生については、本年8月にすべての市町村で区域見直しを終えたものの、全体の動きは遅れています。廃炉・汚染水問題の解決も、緒についたところであります。

こうした中で、従来の方針に沿った取組だけでは、住民の方々や地元自治体が、将来に向けた新たな一歩を踏み出すことが難しい課題も明らかになってまいりました。与党からも、福島の復興に関する御提言をいただきました。

このため、本日、

- ・ 早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支える
- ・ 福島第一原子力発電所の事故収束に向けた取組の強化
- ・ 国が前面に立って福島の再生を加速する

の3つの基本的な方向性を含めて、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を決定しました。

関係閣僚は、今回の決定に従って、

- ・ 避難指示の解除と帰還に向けた健康不安対策や除染・中間貯蔵施設の取組の強化
- ・ 新たな生活の開始に向けた賠償や復興拠点の整備等の拡充
- ・ 廃炉・汚染水対策への予防的・重層的な対応
- ・ 国と東電の役割分担の明確化

といった重要課題に取り組み、地元と十分に協議しながら、被災者の生活再建と関係自治体の再生の道筋を具体化していってもらいたいと思います。

自治体の避難計画策定の支援に関しては、前回の私からの指示を踏まえ、各地域において、自治体と国が連携して取組を進めた結果、全体として避難計画の具体化が相当進んでいることを確認できました。

引き続き、残された課題の解決に注力するとともに、地域の実情に合わせて、計画の更なる充実に取り組んでもらいたいと思います。また、その実効性は、訓練により検証することが必要です。今後とも、こうした取組を継続してまいります。

○ 菅内閣官房長官 報道関係者の方は御退出を願います。

(報道関係者退室)

○ 菅内閣官房長官 これをもちまして、第33回原子力災害対策本部会議・  
第3回原子力防災会議合同会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上